

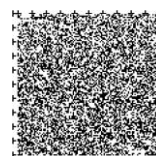
令和6年度から令和8年度まで

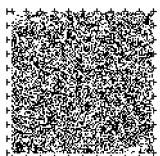
市民誰もが相互に人格・個性を尊重し支えあう共生社会を構築し、
元気で明るい家庭を築ける野田市を目指します



野田市
令和6年3月

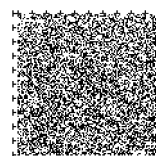
目が不自由な方のための音声コードを添付しています。
 端の半円形の切り欠きは、音声コードの位置を示しています。



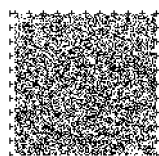


目次

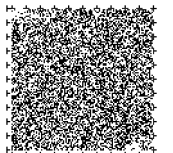
第1章 総論	1
1 計画の策定に当たって	3
(1) 計画策定の趣旨	3
(2) 上位計画及び福祉関係計画との関係	3
(3) 計画の法的位置付け	4
(4) 計画の期間	5
第2章 計画の基本的な考え方	7
1 計画の基本理念	9
2 本計画におけるPDCAサイクル	11
第3章 計画の進捗状況	13
1 指定障害福祉サービス及び指定相談支援	15
(1) 訪問系サービス	15
(2) 日中活動系サービス	16
(3) 居住系サービス	17
(4) 指定相談支援	17
2 地域生活支援事業	18
(1) 必須事業	18
(2) その他の事業	20
3 発達障がい者等に対する支援	21
4 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	22
5 相談支援体制の充実・強化等	23
6 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	24
7 障がい児を対象としたサービス	25
8 手帳所持者数	26
(1) 身体障害者手帳	26
(2) 療育手帳	27
(3) 精神障害者保健福祉手帳	27

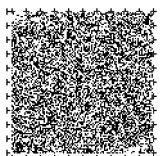


第4章 障害福祉サービス等の見込量等	29
1 基本的な考え方	31
2 令和8年度までに達成すべき目標	32
(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行	32
(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	33
(3) 地域生活支援の充実	35
(4) 福祉施設から一般就労への移行等	36
(5) 障がい児支援の提供体制の整備等	38
(6) 相談支援体制の充実・強化等	39
(7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	41
3 障害福祉サービス等の見込み	43
(1) 指定障害福祉サービス	43
(2) 指定相談支援	52
(3) 地域生活支援事業	55
(4) 発達障がい者等に対する支援	64
(5) 障がい児支援	65
4 計画の推進に向けて	67
資料編	69
1 野田市障がい者基本計画推進協議会委員名簿	71
2 野田市障がい者基本計画推進協議会設置条例	72



第1章 総論





第1章 総論

1 計画の策定に当たって

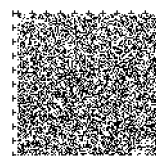
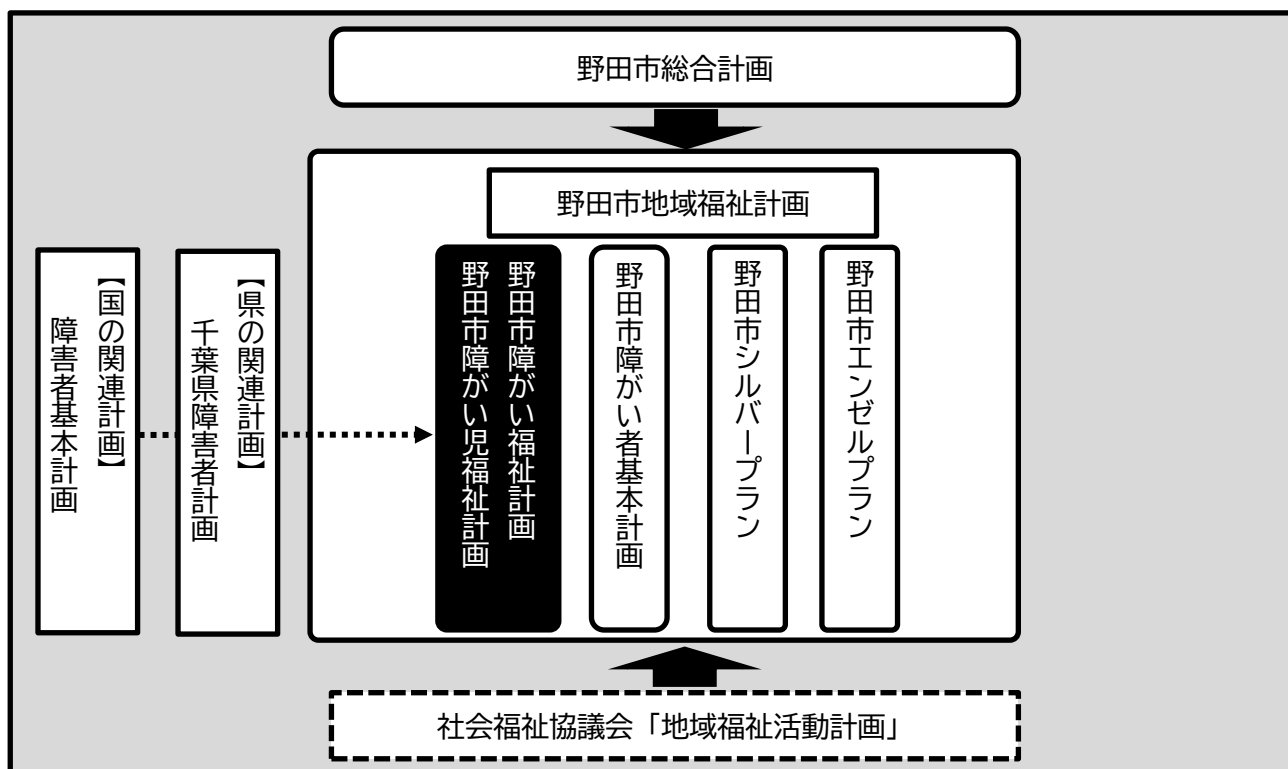
(1) 計画策定の趣旨

野田市障がい福祉計画及び野田市障がい児福祉計画（以下「本計画」という。）は、障がい者及び障がい児（以下「障がいのある人」という。）が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービス等の支援を行い、サービス提供基盤の計画的な整備推進を図ることで、障がいのある人の福祉の増進及び安心して暮らすことのできる地域生活の実現に寄与することを目的に策定するものです。

(2) 上位計画及び福祉関係計画との関係

本計画は、「野田市総合計画」を最上位計画とし、福祉施策に係る総合計画となる「野田市地域福祉計画」を本計画の上位計画に位置付けるとともに、本市の障がい施策の基本的方向を示す指針である「野田市障がい者基本計画」と調和が保たれたものとしします。

また、「野田市シルバープラン（野田市老人福祉計画及び介護保険事業計画）」や「野田市エンゼルプラン」などの既存の福祉計画との整合性にも十分に配慮するものとしします。



(3) 計画の法的位置付け

野田市障がい福祉計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下、「障害者総合支援法」という。）第 88 条第 1 項の規定に基づき、障害福祉サービスの提供体制の確保、その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めるものとされた計画です。

野田市障がい児福祉計画は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 33 条の 20 第 1 項の規定に基づき、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保、その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画を定めるものとされた計画です。

本計画は、障害者総合支援法第 88 条第 6 項及び児童福祉法第 33 条の 20 第 6 項の規定により一体のものとして作成できるものとされています。

■ 障害者総合支援法及び児童福祉法

障害者総合支援法第 88 条

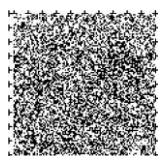
市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

- 6 市町村障害福祉計画は、児童福祉法第三十三条の二十第一項に規定する市町村障害児福祉計画と一体のものとして作成することができる。

児童福祉法第 33 条の 20

市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

- 6 市町村障害児福祉計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第八十八条第一項に規定する市町村障害福祉計画と一体のものとして作成することができる。



(4) 計画の期間

本計画の期間は、令和6年度から令和8年度までの3年間とします。

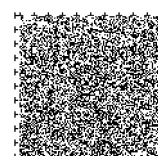
また、令和6年度から令和10年度までの5年間で計画の期間とする第4次障がい者基本計画と一体的な推進を図ります。

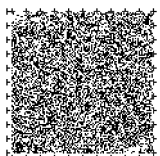
なお、計画期間中において、法制度の改正や社会情勢の大きな変化などが生じた場合は、必要に応じて見直しを行うこととします。

障がい者基本計画	第1次計画			第2次計画		第3次計画	第4次計画
	初版 H11年度 ＼ H15年度	一次改訂 H16年度 ＼ H18年度	二次改訂 H19年度 ＼ H23年度	初版 H24年度 ＼ H26年度	一次改訂 H27年度 ＼ H30年度	R1年度 ＼ R5年度	R6年度 ＼ R10年度

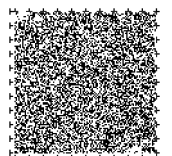
障がい福祉計画	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期
	H18年度 ＼ H20年度	H21年度 ＼ H23年度	H24年度 ＼ H26年度	H27年度 ＼ H29年度	H30年度 ＼ R2年度	R3年度 ＼ R5年度	R6年度 ＼ R8年度

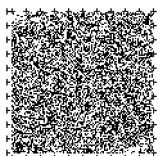
障がい児福祉計画	第1期	第2期	第3期
	H30年度 ＼ R2年度	R3年度 ＼ R5年度	R6年度 ＼ R8年度





第2章 計画の基本的な考え方





第2章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

～健康スポーツ文化都市～

障がいの有無にかかわらず、

市民誰もが相互に人格・個性を尊重し支えあう共生社会を構築し、

元気で明るい家庭を築ける野田市を目指します

本計画の基本理念は、第4次野田市障がい者基本計画と共通の理念とします。

この基本理念と障害者基本法の理念を踏まえつつ、次に掲げる点に配慮して、本計画を作成します。

(1) 障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会を実現するため、障がいのある人等の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障がいのある人等が必要とする障害福祉サービスその他の支援を受けつつ、その自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の整備を進めます。

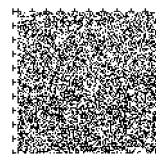
(2) 障がい種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等

障害福祉サービスの対象となる障がいのある人の範囲を身体障がいのある人、知的障がいのある人及び精神障がいのある人（発達障がいのある人及び高次脳機能障がいのある人を含む。以下同じ。）並びに難病患者等であって18歳以上の者並びに障がい児とし、サービスの充実を図ります。

(3) 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障がいのある人の自立支援の観点から、入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援といった課題に対応したサービス提供体制を整え、障がいのある人の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域の社会資源を最大限に利用し、提供体制の整備を進めます。

入所等から地域生活への移行については、地域生活を希望する人が地域での暮らしを継続することができるよう、必要な障害福祉サービス等が提供される体制の整備を図ります。



地域生活に対する安心感を担保し、自立した生活を希望する者に対する支援等を進めるために、地域生活への移行、親元からの自立等に係る相談、体験の機会及び場の提供、短期入所施設を利用した緊急時の受入対応体制の確保、人材の確保、基幹相談支援センターを中心とした地域の体制づくりを行う機能を有する地域生活支援拠点を整備したことから、障がいのある人の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えて、これらの機能を更に強化していきます。なお、地域生活支援拠点運営に当たっては、地域生活支援拠点と基幹相談支援センターのそれぞれの役割を踏まえた効果的な連携を確保します。

(4) 地域共生社会の実現に向けた取組

地域の住民が、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向けた取組を計画的に推進します。

(5) 障がい児の健やかな育成のための発達支援

障がい児及びその家族に対し、障がいの疑いがある段階から身近な地域で支援できるように、障害児通所支援及び障害児相談支援について、障がいの種別にかかわらず、質の高い専門的な発達支援を行う障害児通所支援等の充実を図ります。

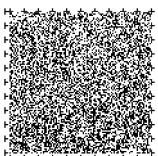
(6) 障がい福祉人材の確保・定着

障がいの重度化・高齢化が進む中においても、将来にわたって安定的に障害福祉サービス等を提供し、様々な障がい福祉に関する事業を実施していくために必要な人材の確保・定着を図るため、専門性を高めるための研修の実施、多職種間の連携の推進、障がい福祉現場の積極的な周知・広報等を行うとともに、職員の処遇改善等による職場環境の整備や障がい福祉現場におけるハラスメント対策、ICT・ロボットの導入による事務負担の軽減、業務の効率化に関係者が協力して取り組んでいくことが重要です。

強度行動障がいや高次脳機能障がいを有する障がいのある人に対して、障害福祉サービス等において適切な支援ができるよう、人材育成等を通じて支援体制の整備に取り組めます。

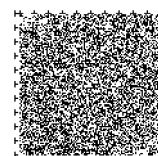
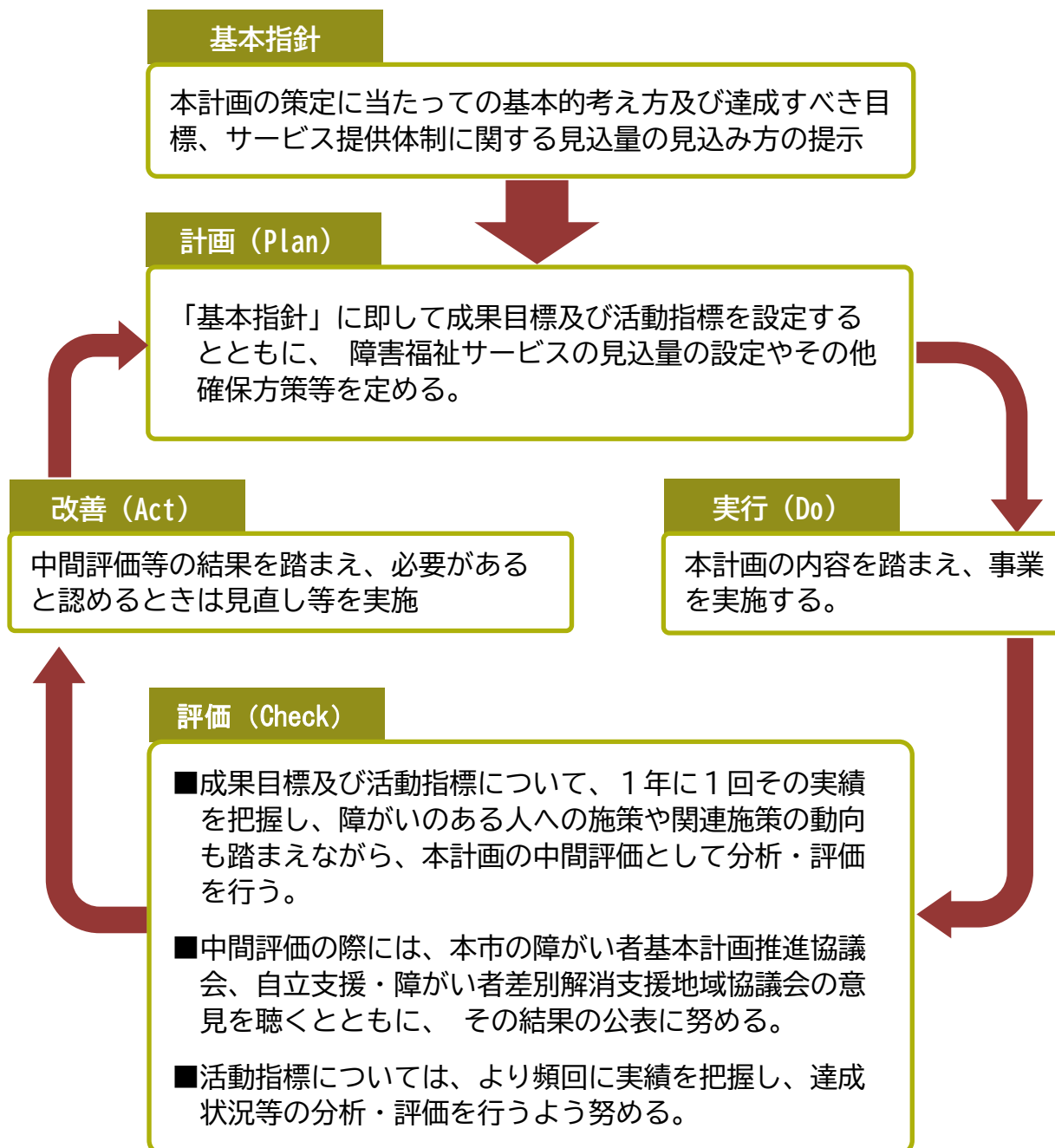
(7) 障がいのある人の社会参加を支える取組

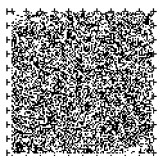
障がいのある人の地域における社会参加を促進するために、障がいのある人の多様なニーズを踏まえた支援を推進します。



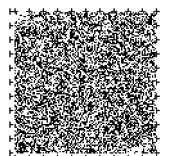
2 本計画におけるPDCAサイクル

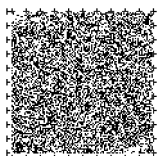
【本計画におけるPDCAサイクルのプロセスのイメージ】





第3章 計画の進捗状況





第3章 計画の進捗状況

1 指定障害福祉サービス及び指定相談支援

(1) 訪問系サービス

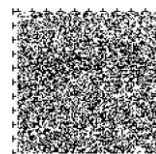
居宅介護及び重度訪問介護については、時間及び実人数において実績が見込量を上回りました。

その他のサービスについては、実績が見込量よりわずかに低いと同程度となっています。

■ 見込量及び実績

サービスの種類	単位	見込・実績	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度
居宅介護	時間/月	見込量	1,448	1,438	1,415
		実績	1,680	1,746	1,844
	実人数/月	見込量	126	128	130
		実績	124	126	135
重度訪問介護	時間/月	見込量	198	184	158
		実績	831	1,110	1,672
	実人数/月	見込量	3	3	2
		実績	3	5	8
同行援護	時間/月	見込量	295	282	278
		実績	142	228	204
	実人数/月	見込量	18	18	18
		実績	14	18	16
行動援護	時間/月	見込量	370	369	367
		実績	210	238	256
	実人数/月	見込量	35	36	37
		実績	17	18	19
重度障害者等包括支援	時間/月	見込量	0	0	0
		実績	0	0	0
	実人数/月	見込量	0	0	0
		実績	0	0	0
合 計	時間/月	見込量	2,311	2,273	2,218
		実績	2,863	3,322	3,976
	実人数/月	見込量	182	185	187
		実績	158	167	178

※ 実績は、令和3年度及び4年度は3月時点、令和5年度は3月時点の見込みを表しています。（以下、指定障害福祉サービス、指定相談支援及び障がい児を対象としたサービスについては同じ。）



(2) 日中活動系サービス

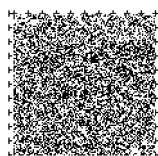
自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（B型）及び就労定着支援については、実績が見込量を上回りました。

生活介護については、令和3年度及び4年度については、実績が見込量を上回っている一方で、令和5年度は下回る見込みです。

その他のサービスについては、実績が見込量を下回っている、又はサービスの利用実績がありませんでした。

■ 見込量及び実績

サービス名	指 標	見込・実績	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度
生活介護	延人数／月	見込量	6,017	6,139	6,228
		実績	6,161	6,318	6,131
	実人数／月	見込量	325	332	338
		実績	311	319	323
自立訓練（機能訓練）	延人数／月	見込量	21	21	21
		実績	0	0	0
	実人数／月	見込量	1	1	1
		実績	0	0	0
自立訓練（生活訓練）	延人数／月	見込量	149	183	188
		実績	251	300	256
	実人数／月	見込量	6	7	7
		実績	15	18	18
就労移行支援	延人数／月	見込量	808	935	1,025
		実績	852	675	702
	実人数／月	見込量	46	52	57
		実績	53	39	44
就労継続支援（A型）	延人数／月	見込量	2,050	2,256	2,447
		実績	1,574	1,937	2,260
	実人数／月	見込量	117	128	139
		実績	82	102	128
就労継続支援（B型）	延人数／月	見込量	2,164	2,289	2,428
		実績	2,529	3,504	3,482
	実人数／月	見込量	134	142	150
		実績	178	197	213
就労定着支援	実人数／月	見込量	8	9	11
		実績	24	24	26
療養介護	実人数／月	見込量	15	15	16
		実績	14	14	14



サービス名	指 標	見込・実績	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度
短期入所（福祉型）	延人数／月	見込量	358	356	360
		実績	273	333	321
	実人数／月	見込量	53	52	53
		実績	27	43	38
短期入所（医療型）	延人数／月	見込量	4	4	4
		実績	0	0	0
	実人数／月	見込量	1	1	1
		実績	0	0	0

（3）居住系サービス

共同生活援助については、実績は見込量を上回りました。

また、施設入所支援については、令和3年度は実績が見込量を上回りましたが、4年度は下回りました。

一方、自立生活援助はサービスの利用実績がありませんでした。

■ 見込量及び実績

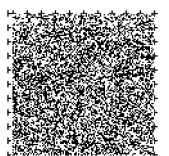
サービス名	指 標	見込・実績	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度
自立生活援助	実人数／月	見込量	1	1	1
		実績	0	0	0
共同生活援助	実人数／月	見込量	168	180	193
		実績	230	268	291
施設入所支援	実人数／月	見込量	85	84	82
		実績	89	82	80

（4）指定相談支援

令和3年度及び4年度の計画相談支援の実績は見込量を上回っており、令和5年度においても上回る見込みです。また、地域移行支援及び地域定着支援については、実績がありませんでした。

■ 見込量及び実績

サービス名	指 標	見込・実績	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度
計画相談支援	実人数／月	見込量	177	185	201
		実績	209	220	217
地域移行支援	実人数／月	見込量	1	1	1
		実績	0	0	0
地域定着支援	実人数／月	見込量	1	1	1
		実績	0	0	0



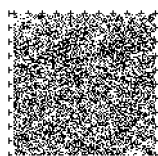
2 地域生活支援事業

(1) 必須事業

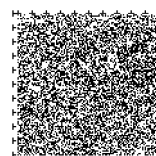
相談支援事業は、おおむね各事業とも見込量どおりの実績となりました。

■ 見込量及び実績

サービス名	指 標	見込・実績	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度
理解促進研修・啓発事業	実施状況	見込み	実施	実施	実施
		実績	実施	実施	実施
自発的活動支援事業	実施状況	見込み	実施	実施	実施
		実績	実施	実施	実施
相談支援事業					
障がい者相談支援事業	か所数	見込量	8	8	8
		実績	8	9	10
障がい者基幹相談支援センター	実施状況	見込み	実施	実施	実施
		実績	実施	実施	実施
障がい者基幹相談支援センター等機能強化事業	実施状況	見込み	実施	実施	実施
		実績	実施	実施	実施
自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会	実施状況	見込み	実施	実施	実施
		実績	実施	実施	実施
相談支援機能強化事業	実施状況	見込み	実施	実施	実施
		実績	実施	実施	実施
成年後見制度利用支援事業	実施状況	見込み	実施	実施	実施
		実績	実施	実施	実施
成年後見制度法人後見支援事業	実施状況	見込み	実施	実施	実施
		実績	実施	実施	実施
意思疎通支援事業					
意思疎通支援者設置事業	人数	見込量	1	1	1
		実績	1	1	1
意思疎通支援者派遣事業	件数	見込量	427	427	427
		実績	425	397	430
遠隔手話通訳サービス	実施状況	見込み	実施	実施	実施
		実績	実施	実施	実施



サービス名	指 標	見込・実績	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度
日常生活用具給付等事業	件数	見込量	3,059	3,059	3,059
		実績	3,218	3,178	2,891
	介護・訓練支援用具	見込量	5	5	5
		実績	3	13	11
	自立生活支援用具	見込量	24	24	24
		実績	17	21	32
	在宅療養等支援用具	見込量	17	17	17
		実績	19	17	23
	情報・意思疎通支援用具	見込量	25	25	25
		実績	29	30	31
	排泄管理支援用具	見込量	2,996	2,996	2,996
		実績	3,148	3,097	2,780
	住宅改修費	見込量	2	2	2
		実績	2	0	8
手話奉仕員養成研修事業	件数	見込量	20	20	20
		実績	23	20	20
移動支援事業	利用時間	見込量	14,410	14,410	14,410
		実績	18,434	19,364	21,330
	利用人数	見込量	132	132	132
		実績	108	113	116
地域活動支援センター	か所数	見込量	8	8	8
		実績	8	8	8
	利用人数	見込量	161	161	161
		実績	146	154	160
野田市利用分	か所数	見込量	5	5	5
		実績	5	5	5
	利用人数	見込量	150	150	150
		実績	136	144	150
他市町村利用分	か所数	見込量	3	3	3
		実績	3	3	3
	利用人数	見込量	11	11	11
		実績	10	10	10

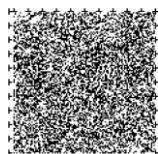


(2) その他の事業

日中一時支援事業については、見込量に達しておらず、その他の事業は、見込量どおりの実績となりました。

■ 見込量及び実績

サービス名	指 標	見込・実績	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度
訪問入浴サービス事業	実施状況	見込み	実施	実施	実施
		実績	実施	実施	実施
生活訓練等事業	実施状況	見込み	実施	実施	実施
		実績	実施	実施	実施
日中一時支援事業	利用回数	見込量	10,409	10,409	10,409
		実績	7,643	7,689	8,254
	利用人数	見込量	173	173	173
		実績	118	134	148
	障がい者	見込量	5,386	5,386	5,386
		実績	3,788	4,405	4,535
	利用人数	見込量	109	109	109
		実績	58	75	74
	障がい児	見込量	5,023	5,023	5,023
		実績	3,855	3,284	3,719
	利用人数	見込量	64	64	64
		実績	60	59	74
巡回支援専門員整備事業	実施状況	見込み	実施	実施	実施
		実績	実施	実施	実施
レクリエーション活動等支援事業	実施状況	見込み	実施	実施	実施
		実績	中止	中止	中止
点字・声の広報等発行事業	実施状況	見込み	実施	実施	実施
		実績	実施	実施	実施
奉仕員養成研修事業	実施状況	見込み	実施	実施	実施
		実績	実施	実施	実施
自動車運転免許取得・改造助成事業	実施状況	見込み	実施	実施	実施
		実績	実施	実施	実施



3 発達障がい者等に対する支援

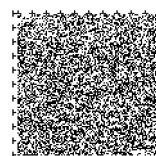
ペアレンタルトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等については、令和4年度に市の会計年度任用職員（臨床心理士）2名が研修を受講しました。

ペアレントメンター及びピアサポート活動については、実績はありません。

■ 見込量及び実績

サービス名	指 標	見込・実績	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度
ペアレンタルトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等	受講者数	見込量	1	1	1
		実績	0	2※	2
ペアレントメンター	人数	見込量	1	1	1
		実績	—	—	—
ピアサポート活動	参加人数	見込量	1	1	1
		実績	—	—	—

※ 市の会計年度任用職員（臨床心理士）2名が研修を受講

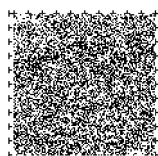


4 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

保健、医療、福祉関係者による協議の場の開催回数については、令和3年度から5年度にかけて開催回数を増やしていき、令和5年度には実績が見込量を上回りました。

■ 見込量及び実績

サービス名	指 標	見込・実績	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度
保健、医療、福祉関係者による協議の場の開催回数	開催回数	見込量	3	3	3
		実績	1	3	5
保健、医療、福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	参加者数	見込量	各1	各1	各1
		実績	各1	各1	各1
精神障がい者の地域移行支援の利用者数	実人数/月	見込量	1	1	1
		実績	0	1	1
精神障がい者の地域定着支援の利用者数	実人数/月	見込量	1	1	1
		実績	0	0	0
精神障がい者の共同生活援助の利用者数	実人数/月	見込量	76	81	87
		実績	66	87	98
精神障がい者の自立生活援助の利用者数	実人数/月	見込量	1	1	1
		実績	0	0	0



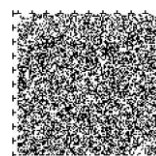
5 相談支援体制の充実・強化等

地域の相談支援事業者に対する専門的な指導・助言件数については、見込量を大幅に超える実績となっており、年々実施件数が増加しています。

また、地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数及び地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数についても、実績が見込量を大幅に超えています。

■ 見込量及び実績

サービス名	指 標	見込・実績	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度
総合的・専門的な相談支援	実施状況	見込量	実施	実施	実施
		実績	実施	実施	実施
地域の相談支援事業者に対する専門的な指導・助言件数	件数	見込量	300	300	300
		実績	571	649	775
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	件数	見込量	2	2	2
		実績	7	10	10
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	件数	見込量	3	3	3
		実績	7	10	10



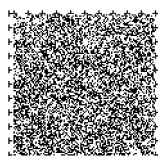
6 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

障害福祉サービス等に係る各種研修の活用については、令和3年度に2件実施しましたが、令和4年度及び5年度は実施ませんでした。

また、障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有については、令和3年度から引き続き実施しています。

■ 見込量及び実績

サービス名	指 標	見込・実績	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度
障害福祉サービス等に係る各種研修の活用	人数	見込量	1	1	1
		実績	2	—	—
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	実施状況	見込量	実施	実施	実施
		実績	実施	実施	実施



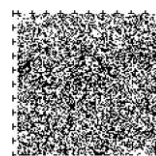
7 障がい児を対象としたサービス

医療型児童発達支援は、平成28年度に市内の事業所がなくなり、市外の事業所への利用もないことから、令和3年度以降の実績はありません。

児童発達支援及び保育所等訪問支援は、延人数及び実人数とも実績が見込量を上回りました。

■ 見込量及び実績

サービス名	指 標	見込・実績	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度
障害児相談支援	実人数/月	見込量	142	153	164
		実績	127	134	142
児童発達支援	延人数/月	見込量	1,773	1,965	2,156
		実績	2,738	2,663	3,166
	実人数/月	見込量	192	216	240
		実績	262	267	317
医療型児童発達支援	延人数/月	見込量	8	8	8
		実績	0	0	0
	実人数/月	見込量	1	1	1
		実績	0	0	0
放課後等デイサービス	延人数/月	見込量	4,371	4,788	5,189
		実績	3,820	4,107	4,093
	実人数/月	見込量	338	367	395
		実績	291	313	312
保育所等訪問支援	延人数/月	見込量	9	11	12
		実績	15	34	34
	実人数/月	見込量	8	9	10
		実績	10	27	27
居宅訪問型児童発達支援	延人数/月	見込量	8	8	8
		実績	0	0	0
	実人数/月	見込量	1	1	1
		実績	0	0	0
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	実人数	見込量	1	1	1
		実績	0	2	2



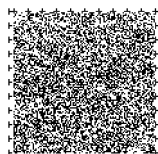
8 手帳所持者数

(1) 身体障害者手帳

障がい別・区分		程度	計	内 訳					
				1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
視 覚 障 が い	18 歳未満		2	1	1	0	0	0	0
	18 歳以上		305	90	109	21	22	52	11
	計		307	91	110	21	22	52	11
聴 覚 ・ 平 衡 機 能 障 が い	18 歳未満		15	0	7	2	2	0	4
	18 歳以上		399	20	98	36	103	3	139
	計		414	20	105	38	105	3	143
音 声 ・ 言 語 そ しゃ く 機 能 障 が い	18 歳未満		0	0	0	0	0	—	—
	18 歳以上		83	3	11	42	27	—	—
	計		83	3	11	42	27	—	—
肢 体 不 自 由	18 歳未満		57	26	11	7	3	6	4
	18 歳以上		2,460	423	505	461	722	206	143
	計		2,517	449	516	468	725	212	147
内 部 障 が い	18 歳未満		19	12	2	4	1	—	—
	18 歳以上		1,807	1,134	33	234	406	—	—
	計		1,826	1,146	35	238	407	—	—
	心 臓	18 歳未満	7	4	1	2	0	—	—
		18 歳以上	897	633	7	141	116	—	—
		計	904	637	8	143	116	—	—
	呼 吸 器	18 歳未満	2	2	0	0	0	—	—
		18 歳以上	486	465	1	17	3	—	—
		計	488	467	1	17	3	—	—
	じ ん 臓	18 歳未満	4	3	1	0	0	—	—
		18 歳以上	85	20	3	49	13	—	—
		計	89	23	4	49	13	—	—
	ぼ う こ う 又 は 直 腸	18 歳未満	3	1	0	2	0	—	—
		18 歳以上	284	0	1	16	267	—	—
		計	287	1	1	18	267	—	—
	小 腸	18 歳未満	1	0	0	0	1	—	—
		18 歳以上	4	0	1	1	2	—	—
		計	5	0	1	1	3	—	—
	免 疫	18 歳未満	0	0	0	0	0	—	—
		18 歳以上	46	14	17	10	5	—	—
		計	46	14	17	10	5	—	—
	肝 臓	18 歳未満	2	2	0	0	0	—	—
		18 歳以上	5	2	3	0	0	—	—
		計	7	4	3	0	0	—	—
合 計	18 歳未満		93	39	21	13	6	6	8
	18 歳以上		5,054	1,670	756	794	1,280	261	293
	計		5,147	1,709	777	807	1,286	267	301

※ 令和5年3月31日現在

(単位：人)



(2) 療育手帳

合 計	知的障がい者				知的障がい児			
	重度	中度	軽度	計	重度	中度	軽度	計
1,606	225	87	105	418	459	349	380	1,188

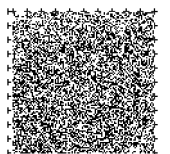
※ 令和5年3月31日現在

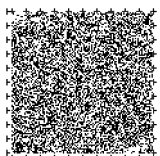
(単位：人)

(3) 精神障害者保健福祉手帳

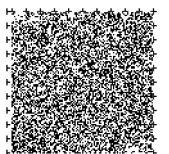
合 計	1 級	2 級	3 級
1,722	244	956	522

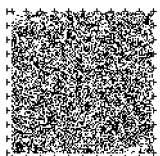
※ 令和5年3月31日現在 (単位：人)





第4章 障害福祉サービス等の見込量等



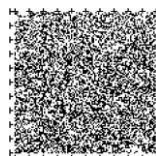


第4章 障害福祉サービス等の見込量等

1 基本的な考え方

障がいのある人の自立支援に向け、「地域生活への移行」や「就労支援」、「障害児支援」といった課題に対応するため、令和8年度を目標年度として、必要な障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保について、国の基本指針や県の基本的な考え方を踏まえ、それぞれの数値目標を設定します。

また、数値目標の設定に当たっては、これまでの取組を更に推進するものとなるよう第6期野田市障がい福祉計画及び第2期野田市障がい児福祉計画の実績及び地域の実情を踏まえるとともに、第4次野田市障がい者基本計画と調和が保たれたものとして設定します。



2 令和8年度までに達成すべき目標

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

① 目標の設定

国の基本指針では、令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上が、令和8年度末までに地域生活へ移行するとともに、令和8年度末の施設入所者数を令和4年度末時点の施設入所者数から5%以上削減することを基本とし、当該目標値の設定に当たり、令和5年度末において、障がい福祉計画で定めた令和5年度までの数値目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を令和8年度末における地域生活に移行する人及び施設入所者の削減割合の目標値に加えた割合以上を目標値とすることとしています。

以上の国の基本指針を踏まえ、野田市における各事業の目標値を次のとおり設定します。

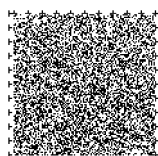
■ 令和8年度末までの地域生活移行者数及び施設入所者削減数

項目	目標値	考え方
令和8年度末までの地域生活移行者数	16人	令和4年度末時点における施設入所者数(82人)の6%(5人)に第6期計画の未達成割合(11人)を加えた値とします。
令和8年度末までの施設入所者削減数	5人	令和4年度末時点における施設入所者数(82人)の5%(5人)とします。

② 達成に向けた取組

地域生活への移行を進めるためには、自立訓練事業等の利用や地域生活での住まいの場として、グループホーム等の確保が重要となってきます。そのため、県と連携して、グループホーム等の質及び量の充実に努めるとともに、施設入所者が円滑に地域に移行できるよう、相談支援の提供体制の整備を図ります。

また、障がいのある人の地域生活への移行には、地域社会の理解が不可欠となることから、障がいのある人への理解の普及、啓発に努めます。



(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

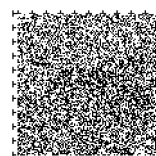
① 目標の設定

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて、保健・医療・福祉関係者が連携して取り組むとともに、市町村及び都道府県が精神保健医療福祉体制の基盤整備等を推進することにより、精神障がいのある人の地域移行や定着が可能となるため、下表の各項に掲げる活動指標を明確にし、各項の取組を積極的に推進することが必要です。

なお、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に係る目標の達成に当たっては、地域の医療サービスに係る体制の整備が重要であることから、特に医療計画との関係に留意することとしています。

■ 国の基本指針に基づく各事業の目標値の考え方

項 目	考え方
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	市町村ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、協議の場の一年間の開催回数の見込みを設定する。
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	市町村ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、保健、医療、福祉、介護、当事者及び家族等の関係者ごと（医療にあっては、精神科及び精神科以外の医療機関別）の参加者数の見込みを設定する。
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	市町村ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、協議の場における目標設定及び評価の実施回数の見込みを設定する。
精神障がい者の地域移行支援	現に利用している精神障がいのある人の数、精神障がいのある人等のニーズ、入院中の精神障がいのある人のうち地域移行支援の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。
精神障がい者の地域定着支援	現に利用している精神障がいのある人の数、精神障がいのある人のニーズ、入院中の精神障がいのある人のうち地域生活への移行後に地域定着支援の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。
精神障がい者の共同生活援助	現に利用している精神障がいのある人の数、精神障がいのある人のニーズ、入院中の精神障がいのある人のうち地域生活への移行後に共同生活援助の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。



項 目	考え方
精神障がい者の自立生活援助	現に利用している精神障がいのある人の数、精神障がいのある人のニーズ、入院中の精神障がいのある人のうち地域生活への移行後に自立生活援助の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。
精神障がい者の自立訓練（生活訓練）	現に利用している精神障がいのある人の数、精神障がいのある人のニーズ、入院中の精神障がいのある人のうち地域生活への移行後に自立訓練（生活訓練）の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。

以上の国の基本指針を踏まえ、野田市における各事業の目標値を次のとおり設定します。

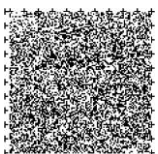
■ 野田市における各事業の目標値

サービス等の種類	単位	R 6 年度	R 7 年度	R 8 年度
保健、医療、福祉関係者による協議の場の開催回数	開催回数	3	3	3
保健、医療、福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	参加者数	各1	各1	各1
保健、医療、福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	実施回数	1	1	1
精神障がい者の地域移行支援の利用者数	実人数/月	1	1	1
精神障がい者の地域定着支援の利用者数	実人数/月	1	1	1
精神障がい者の共同生活援助の利用者数	実人数/月	98	108	118
精神障がい者の自立生活援助の利用者数	実人数/月	0	0	0
精神障がい者の自立訓練（生活訓練）の利用者数	実人数/月	13	15	17

② 達成に向けた取組

精神障がいのある人が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう重層的な連携による支援体制の構築を推進します。

精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた協議の場と自立支援・障がい者差別解消地域支援協議会の連携を図り、地域の課題やニーズを共有しながら精神障がいのある人の地域生活への移行の推進に努めます。



(3) 地域生活支援の充実

① 目標の設定

国の基本指針では、障がいのある人の地域生活への移行の支援及び地域生活支援を充実させるため、令和8年度末までの間、各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワーク等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年一回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討することとしています。

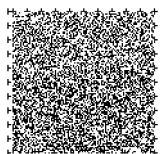
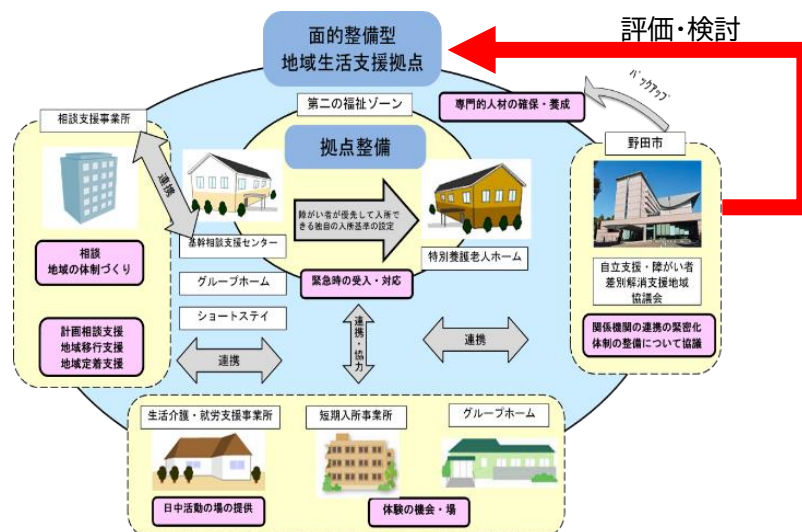
また、強度行動障がい等を有する障がいのある人の支援体制の充実を図るためには、支援ニーズの把握を行い、ニーズに基づく支援体制の整備を図ることが必要であることから、令和8年度末までに、各市町村又は圏域において、強度行動障がい等を有する障がいのある人に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めることを基本としています。

以上の国の基本指針を踏まえ、野田市における各事業の目標値を次のとおり設定します。なお、野田市では令和2年度に野田市船形地先のグループホーム及び短期入所施設、当該施設に併設する障がい者基幹相談支援センターの開設をもって地域生活支援拠点の面的整備を完了しました。

■ 野田市における令和8年度末までの間の目標値とその考え方

項目	目標値	考え方
地域生活支援拠点の運営状況の検証及び検討	年1回以上	野田市地域生活支援拠点等運営会議の開催
コーディネーターの配置等による体制の構築	実施	基幹相談支援センターにコーディネーターを配置
強度行動障がい等を有する障がいのある人の状況や支援ニーズの把握及び支援体制の整備	実施	自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会の相談支援部会において、強度行動障がい等を有する障がいのある人への支援体制について協議する。

【野田市が整備した地域生活支援拠点のイメージ】



② 達成に向けた取組

地域生活支援拠点の機能の充実に向けて自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会専門部会（野田市地域生活支援拠点等運営会議）において、評価検討を実施しつつ関係機関と連携しながら検討します。

（４）福祉施設から一般就労への移行等

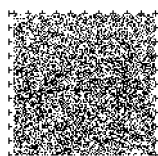
① 目標の設定

国の基本指針では、福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業をいう。）を通じて、令和８年度中に一般就労への移行者数が、令和３年度の一般就労への移行実績の1.28倍以上とすることを基本とし、就労移行支援事業、就労継続支援Ａ型事業及び就労継続支援Ｂ型事業について、各事業趣旨、目的、各地域における実態等を踏まえつつ、それぞれ令和８年度中に一般就労に移行する利用者の目標値を設定することとしています。

具体的には、次のとおりです。

■ 国の基本指針に基づく各事業の目標値の考え方

項 目		考え方
令和８年度中の一般就労移行者数	就労移行支援事業	令和３年度の一般就労への移行実績の1.31倍以上とすることを基本とする。
	就労継続支援Ａ型事業	令和３年度の一般就労への移行実績の概ね1.29倍以上を目指すこととする。
	就労継続支援Ｂ型事業	令和３年度の一般就労への移行実績の概ね1.28倍以上を目指すこととする。
令和８年度末における一般就労移行者の割合が５割以上の就労移行支援事業所の割合		就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した人の割合が５割以上の事業所を全体の５割以上とすることを基本とする。
就労定着支援事業の利用者数		令和３年度の実績の1.41倍以上とすることを基本とする。
令和８年度末における就労定着支援事業所ごとの就労定着率		就労定着支援事業所のうち、就労定着率が７割以上の事業所を全体の２割５分以上とすることを基本とする。



なお、一般就労への移行者数の目標値の設定に当たり、令和5年度末において、障がい福祉計画で定めた令和5年度までの数値目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を令和8年度末における目標値に加えた割合以上を目標値とすることとしています。

以上の国の基本指針を踏まえ、野田市における各事業の目標値を次のとおり設定します。

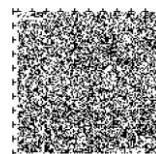
■ 野田市における各事業の目標値とその考え方

項 目		目標値	考え方
令和8年度中の一般就労移行者数	就労移行支援事業	36人	令和8年度中の一般就労移行者数が、令和3年度の移行実績(27人)の1.31倍の36人以上とします。
	就労継続支援A型事業	17人	令和8年度中の一般就労移行者数が、令和3年度の移行実績(13人)の1.29倍以上の17人とします。
	就労継続支援B型事業	2人	令和8年度中の一般就労移行者数が、令和3年度の移行実績(0人)の1.28倍以上の2人とします。
令和8年度末における一般就労移行者の割合が5割以上の就労移行支援事業所の割合		50%	就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する利用者のうち、5割以上が就労定着支援を利用するものとします。
就労定着支援事業の利用者数		34人	令和8年度中の一般就労移行者数が、令和3年度の実績(24人)の1.41倍以上の34人とします。
令和8年度末における就労定着支援事業所ごとの就労定着率		25%	就労定着支援を実施した事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上とします。

② 達成に向けた取組

一般就労への移行を促進するためには、障がい福祉と労働の関係機関が連携して取り組むことが重要となってきます。そのため、公共職業安定所（ハローワーク）や障害者就業・生活支援センター等と連携を強化し、企業に対して障がいのある人の雇用安定のための支援の周知や障がい者雇用について一層の理解と協力を求めるとともに、引き続き就労移行支援事業等の福祉施設の就労支援強化に努めます。

また、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づいて作成している障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針と整合性を図りながら、障がい者就労施設等の受注機会の拡大に努め、合わせて障がいのある人が地域において自立した生活を実現するための工賃の向上に努めます。



(5) 障がい児支援の提供体制の整備等

① 目標の設定

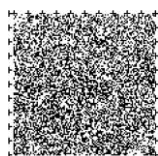
国の基本指針では、児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、令和8年度末までに児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置すること、また、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、令和8年度末までに全ての市町村において、保育所等訪問支援等を利用できる体制を構築することとしています。

そのほか、重症心身障がい児が身近な地域で支援を受けられるように、令和8年度末までに主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保すること、医療的ケア児が適切な支援を受けられるように令和8年度末までに各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することとしています。

以上の国の基本指針を踏まえ、野田市における各事業の目標値を次のとおり設定します。なお、児童発達支援センターの設置、保育所等訪問支援体制の構築及び保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場の設置については、国の基本指針を充足しています。

■ 野田市における各事業の目標値とその考え方

項目	目標値	考え方
令和8年度末における児童発達支援センターの設置数	2か所	国の基本指針における設置目標（1か所以上）について、市では既に2か所を設置し目標を達成しているため、サービス提供体制を維持します。
令和8年度末までに保育所等訪問支援体制を構築	実施	国の基本指針における目標について、市では既に目標を達成しているため、サービス提供体制を維持します。
令和8年度末における重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	1か所	令和8年度末までに重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を1か所以上確保します。
令和8年度末までに、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置	設置	保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置し、協議の場の活用を図ります。
令和8年度末までに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置	配置	医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置します。



② 達成に向けた取組

令和8年度末までに主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を1か所以上確保できるよう努めます。

また、医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、野田市自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会の専門部会を設置し、その活用を図るとともに、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関の連携を図るとともに医療的ケア児等コーディネーターの配置に努めます。

(6) 相談支援体制の充実・強化等

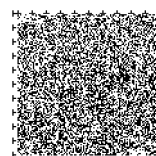
① 目標の設定

国の基本指針では、相談支援体制を充実・強化するため、令和8年度末までに、各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置するとともに、基幹相談支援センターが下表に掲げる地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保することとしています。

また、地域づくりに向けた協議会の機能をより実効性のあるものとするため、協議会において、下表に掲げる個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保することとしています。

■ 国の基本指針に基づく各事業の目標値の考え方

項 目	考え方
基幹相談支援センターの設置数	基幹相談支援センターの設置有無の見込みを設定する。
基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化	基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所に対する専門的な指導・助言件数、地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数、地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数、個別事例の支援内容の検証の実施回数の見込みを設定する。 基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数の見込みを設定する。
協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善	協議会における相談支援事業所の参画による事例検討実施回数(頻度)及び参加事業者・機関数、協議会の専門部会の設置数及び実施回数(頻度)の見込みを設定する。



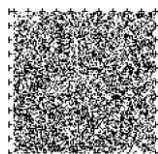
以上の国の基本指針を踏まえ、野田市における各事業の目標値を次のとおり設定します。

■ 野田市における各事業の目標値とその考え方

サービス等の種類		R 6 年度	R 7 年度	R 8 年度	考え方
基幹相談支援センターの設置		設置	設置	設置	令和 2 年度に設置済み。
総合的・専門的な相談支援		実施	実施	実施	障がい者基幹相談支援センターを中心に相談支援体制の充実・強化を図ります。
障がい者相談支援事業		10か所	12か所	12か所	
地域の相談支援センターによる 基幹相談支援センターによる	地域の相談支援事業者に対する専門的な指導・助言件数	790	806	822	
	地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	10	10	10	
	地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	10	10	10	
	個別事例の支援内容の検証の実施回数	1	1	1	
	主任相談支援専門員の配置数の見込み	0	0	1	
た協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善	協議会における相談支援事業所の参画による事例検討	実施回数(頻度)	1	1	野田市自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会本会において、事例検討を実施します。
		参加事業者・機関数	1	1	
	協議会の専門部会	実施回数(頻度)	1	1	野田市自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会（相談支援部会）において、事例検討を実施します。
		設置数	1	1	

② 達成に向けた取組

令和 2 年度に設置した障がい者基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の中核的役割を果たすとともに、各相談支援機関が円滑に機能するよう検証、評価及び適切な見直しを行います。



(7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

① 目標の設定

国の基本指針では、障害福祉サービス等が多様化するとともに、多くの事業者が参入している中、改めて障害者総合支援法の基本理念を念頭に、その目的を果たすためには、利用者が真に必要なとする障害福祉サービス等の提供を行うことが重要であるため、都道府県及び市町村の職員は、障害者総合支援法の具体的内容を理解するための取組を行い、障害福祉サービス等の利用状況を把握し、障がいのある人等が真に必要なとする障害福祉サービス等が提供できているのか検証を行っていくことが望ましいとされています。

また、自立支援審査支払等システム等を活用し、請求の過誤を無くするための取組や事業所の適正な運営を行っている事業所を確保することが必要とされています。

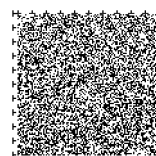
さらに、障害福祉サービス等の提供に当たっては、意思決定支援の適切な実施が重要であり、障害福祉サービス事業者、相談支援事業者等に対する「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」の普及啓発に取り組むとともに、相談支援専門員やサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者に対する意思決定支援に関する研修を推進していく必要があるとしています。

そこで、これらの取組を通じて利用者が真に必要なとする障害福祉サービス等を提供していくため、令和8年度末までに、下表の各項に掲げる障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することを基本としています。

■ 国の基本指針に基づく各事業の目標値の考え方

項 目	考え方
障害福祉サービス等に係る各種研修	都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数の見込みを設定する。
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びその実施回数を見込みを設定する。

以上の国の基本指針を踏まえ、野田市における各事業の目標値を次のとおり設定します。



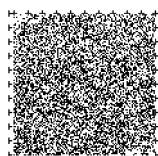
■ 野田市における各事業の目標値とその考え方

サービス等の種類	単位	R 6年度	R 7年度	R 8年度	考え方
障害福祉サービス等に 係る各種研修の活用	参加人数	1	1	1	千葉県が実施する各種 研修への参加を促進し ます。
障害者自立支援審査 支払等システムによ る審査結果の共有	実施状況	実施	実施	実施	請求の過誤をなくすた めの取組を実施しま す。

② 達成に向けた取組

市職員が各種研修に参加しやすい体制及び適正な運営を行う事業者を確保するため障害福祉サービス事業所への実地指導等を実施する職員体制の確保に努めます。

また、自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会の専門部会を活用し、請求の過誤等を無くすための事例検証を行うなど情報共有を図ります。



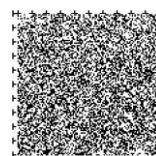
3 障害福祉サービス等の見込み

(1) 指定障害福祉サービス

① 訪問系サービス

ア サービスの内容

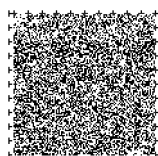
サービスの種類	内容
居宅介護	居宅における介護（入浴、排せつ及び食事等）、家事（調理、洗濯及び掃除等）並びに生活等に関する相談及び助言、その他の生活全般にわたる援助を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者若しくは重度の知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がいのある人であって常時介護を要する方を対象に、居宅における介護（入浴、排泄又は食事等）、家事（調理、洗濯及び掃除等）、生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助、外出時における移動中の介護並びに日常生活に生じる様々な介護の事態に対応するための見守り等を総合的に行います。
同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がいのある人等を対象に、外出時において、同行し、移動時に必要な情報を提供（代筆・代読を含む）するとともに、移動の援護、排泄・食事等の介護その他外出する際に必要となる援助を行います。
行動援護	知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がいのある人等であって常時介護を要する方を対象に、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な予防的援護、危険な行為等の不適切な行動や極端な行動の制御、排泄及び食事等の身体的介護、その他の当該障がいのある人等が行動する際に必要な援助を行います。
重度障害者等包括支援	常時介護を要する障がいのある人等であって、意思疎通を図ることに著しい支障があるもののうち、四肢の麻ひ及び寝たきりの状態にある方並びに知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有する方を対象に、居宅介護その他の障害福祉サービスを包括的に提供します。



イ サービス見込量の算出の考え方

サービス見込量の算出の考え方については、国の基本指針において、次のとおり定められています。

サービスの種類	サービス見込量の算出の考え方
居宅介護	現に利用している人の数、障がいのある人等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障がいのある人のうち地域生活への移行後に居宅介護の利用が見込まれる者の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。
重度訪問介護	現に利用している人の数、障がいのある人等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障がいのある人のうち地域生活への移行後に重度訪問介護の利用が見込まれる者の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。
同行援護	現に利用している人の数、障がいのある人等のニーズ、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。
行動援護	現に利用している人の数、障がいのある人等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障がいのある人のうち地域生活への移行後に行動援護の利用が見込まれる者の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。
重度障害者等包括支援	現に利用している人の数、障がいのある人等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障がいのある人のうち地域生活への移行後に重度障害者等包括支援の利用が見込まれる者の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。



ウ サービスの見込量

サービス見込量の算出の考え方にに基づき、野田市におけるサービスの見込量を次のとおり設定しました。

サービスの種類	単位	R 6 年度	R 7 年度	R 8 年度
居宅介護	実人数/月	131	136	141
	時間/月	1,735	1,843	1,912
重度訪問介護	実人数/月	5	5	6
	時間/月	1,106	1,313	1,534
同行援護	実人数/月	18	19	20
	時間/月	417	440	464
行動援護	実人数/月	21	22	24
	時間/月	275	290	306
重度障害者等包括支援	実人数/月	0	0	0
	単位数/月	0	0	0
訪問系 合計	実人数/月	175	182	191
	時間/月	3,533	3,886	4,216

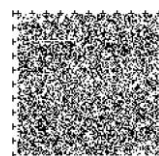
エ サービス確保のための方策

障害福祉サービスを提供していない介護保険の訪問介護事業所等への情報提供に努め、民間事業者の一層の積極的な参入を促進し、サービス供給体制の充実を図ります。また、サービスを必要とする障がいのある人が適切に利用できるよう、相談支援事業の充実に努めるとともに、適正な審査による支給の適正化を図ります。

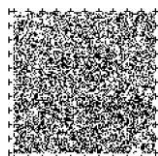
② 日中活動系サービス

ア サービスの内容

サービスの種類	内 容
生活介護	常時介護を要する方を対象に、主として昼間、障害者支援施設等において、入浴・排泄・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事、生活等に関する相談・助言、その他の必要な日常生活の支援、創作的活動又は生産活動の機会の提供のほか、身体機能又は生活能力の向上のために必要な支援を提供します。
自立訓練 (機能訓練)	身体障がいのある人又は難病等対象者を対象に、障害者支援施設又は障害福祉サービス事業所若しくは居宅の訪問において行われる理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーション、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を提供します。



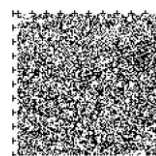
サービスの種類	内 容
自立訓練 (生活訓練)	知的障がい又は精神障がいをもつる障がいのある人を対象に、障害者支援施設又は障害福祉サービス事業所若しくは居宅の訪問において行われる入浴、排泄及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を提供します。
就労選択支援	障がいのある人本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援します。
就労移行支援	生産活動、職場体験その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、その適性に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談その他の必要な支援を提供します。
就労継続支援 (A型)	雇用契約に基づく生産活動その他の活動機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援の提供を行います。
就労継続支援 (B型)	雇用契約に基づかない生産活動その他の活動機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援の提供を行います。
就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障がいのある人を対象に、一定の期間にわたり、一般就労先での就労の継続を図るため、当該就労先の事業主、障害福祉サービスを行う者、医療機関その他の者との連絡調整や指導・助言その他の必要な支援の提供を行います。
療養介護	医療を要する障がいのある人であって常時介護を要する方を対象に、主として昼間、病院等で行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の支援を提供します。
短期入所	居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、障害者支援施設等への短期間の入所を必要とする障がいのある人等を対象に、当該施設に短期間の入所をさせ、入浴、排泄及び食事の介護その他の必要な支援を提供します。



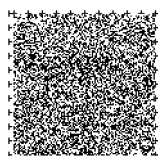
イ サービス見込量の算出の考え方

サービス見込量の算出の考え方については、国の基本指針において、次のとおり定められています。

サービスの種類	内 容
生活介護	現に利用している人の数、障がいのある人等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障がいのある人のうち地域生活への移行後に生活介護の利用が見込まれる者の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。 さらに、当該利用者数のうち、強度行動障がいや高次脳機能障がいを有する障がいのある人、医療的ケアを必要とする者等の重度障がいのある人について個別に利用者数の見込みを設定することが望ましい。
自立訓練 (機能訓練)	現に利用している者の数、障がいのある人等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。
自立訓練 (生活訓練)	現に利用している者の数、障がいのある人等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障がいのある人のうち地域生活への移行後に自立訓練(生活訓練)の利用が見込まれる者の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。
就労選択支援	障がいのある人等のニーズ、特別支援学校卒業者数、就労移行支援、就労継続支援A型又は就労継続支援B型を新たに利用する者の数、就労移行支援、就労継続支援A型又は就労継続支援B型を現に利用している者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。
就労移行支援	現に利用している者の数、障がいのある人等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障がいのある人のうち地域生活への移行後に就労移行支援事業の利用が見込まれる者の数、福祉施設の利用者の一般就労への移行者数、特別支援学校卒業者、休職者で復職を希望する者等新たに就労移行支援事業の対象者と見込まれる者の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。



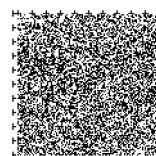
サービスの種類	内 容
就労継続支援 (A型)	現に利用している者の数、障がいのある人等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障がいのある人のうち地域生活への移行後に就労継続支援A型の利用が見込まれる者の数、就労継続支援A型の利用者の一般就労への移行者数、平均的な一人当たり利用量、地域の雇用情勢等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。
就労継続支援 (B型)	現に利用している者の数、障がいのある人等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障がいのある人のうち地域生活への移行後に就労継続支援B型の利用が見込まれる者の数、就労継続支援B型の利用者の一般就労への移行者数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。 設定に当たっては、区域内の就労継続支援B型事業所における工賃(事業所が、利用者に対して、事業収入から事業に必要な経費を控除して支払う金額をいう。)の平均額について、区域ごとの目標水準を設定することが望ましい。
就労定着支援	現に利用している者の数、障がいのある人等のニーズ、福祉施設の利用者の一般就労への移行者数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。
療養介護	現に利用している者の数、障がいのある人等のニーズ等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。
短期入所	現に利用している者の数、障がいのある人等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障がいのある人のうち地域生活への移行後に短期入所の利用が見込まれる者の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。 さらに、当該利用者数のうち、強度行動障がいや高次脳機能障がい等を有する障がいのある人、医療的ケアを必要とする者等の重度障がいのある人について個別に利用者数の見込みを設定することが望ましい。



ウ サービスの見込量

サービス見込量の算出の考え方にに基づき、野田市におけるサービスの見込量を次のとおり設定しました。

サービスの種類	単位	R 6 年度	R 7 年度	R 8 年度
生活介護	実人数/月	331	336	343
	延人数/月	6,278	6,393	6,535
うち、重度障がいのある人	実人数/月	94	95	97
自立訓練 (機能訓練)	実人数/月	1	1	1
	延人数/月	4	3	3
自立訓練 (生活訓練)	実人数/月	20	23	26
	延人数/月	311	344	390
就労選択支援	実人数/月	—	1	1
就労移行支援	実人数/月	61	62	64
	延人数/月	1,012	1,019	1,040
就労継続支援 (A型)	実人数/月	113	119	127
	延人数/月	2,034	2,144	2,279
就労継続支援 (B型)	実人数/月	231	254	277
	延人数/月	3,533	3,876	4,210
就労定着支援	実人数/月	37	43	49
療養介護	実人数/月	14	15	15
短期入所（福祉型）	実人数/月	50	53	56
	延人数/月	382	403	425
うち、重度障がいのある人	実人数/月	2	2	2
短期入所（医療型）	実人数/月	1	1	1
	延人数/月	5	6	5
日中活動系 合計	実人数/月	860	908	960
	延人数/月	13,684	14,318	15,022



エ 確保のための方策

既存施設の機能強化等を図り、また、サービス提供事業所や相談支援事業所と連携し、利用者が適切な支援を選択できるよう多様な環境を整備するよう努めます。また、利用者が利用しやすい環境を整備するために、通所に係る交通費等の経済的負担軽減策を実施していきます。

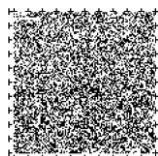
柏市の療養介護事業所（重症心身障がい児者施設）と入所希望者の入所に向け施設との情報の共有を促進するとともに、その他市外の医療機関とも連携を図ります。

既存の市内及び市外のサービス提供事業所との連携を促進し、必要なサービス量を確保するとともに、あおい空など重度心身障がい児者に対応したサービス提供事業所との連携体制も併せて図ります。

③ 居住系サービス

ア サービスの内容

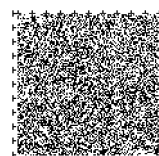
サービスの種類	内容
自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム等を利用していた障がいのある人等で一人暮らしを希望する方を対象に、一人暮らしに必要な理解力や生活力を補うために、一定の期間にわたり、定期的な居宅訪問や随時の対応により必要な支援を提供します。
共同生活援助	主として夜間において、共同生活を営むべき住居において行われる相談、入浴、排泄、食事の介護その他の必要な日常生活上の支援を提供します。
施設入所支援	障害者支援施設に入所する障がいのある人を対象に、夜間、施設において、入浴、排泄、食事等の介護、生活等に関する相談・助言のほか、必要な日常生活上の支援（生活介護などの日中活動と併せて、サービス提供する。）を提供します。



イ サービス見込量の算出の考え方

サービス見込量の算出の考え方については、国の基本指針において、次のとおり定められています。

サービスの種類	内容
自立生活援助	現に利用している者の数、同居している家族による支援を受けられない障がいのある人の数、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障がいのある人のうち地域生活への移行後に自立生活援助の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。
共同生活援助	現に利用している者の数、障がいのある人等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障がいのある人のうち地域生活への移行後に共同生活援助の利用が見込まれる者の数、一人暮らしや家庭からグループホームに入所する者の数、グループホームから退所する者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。 さらに、当該利用者数のうち、強度行動障がいや高次脳機能障がい等を有する障がいのある人、医療的ケアを必要とする人等の重度障がいのある人について個別に利用者数の見込みを設定することが望ましい
施設入所支援	令和4年度末時点の施設入所者数を基礎として、施設入所者の地域生活への移行者数を控除した上で、グループホーム等での対応が困難な者の利用といった真に必要と判断される数(施設への入所を新たに希望する者については、特にニーズや環境等を十分確認した上で計画期間中に施設入所支援が必要と判断される数)を加えた数を勘案して、利用者数の見込みを設定する。 当該利用者数の見込みの設定に当たっては、令和8年度末において、令和4年度末時点の施設入所者数の5パーセント以上を削減することとし、令和5年度末において、障害福祉計画で定めた令和5年度までの数値目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を令和8年度末における施設入所者の削減割合の目標値に加えた割合以上を目標値とすることを基本としつつ、地域の実情に応じて設定することが望ましい。



ウ サービスの見込量

サービス見込量の算出の考え方にに基づき、野田市におけるサービスの見込量を次のとおり設定しました。

サービスの種類	単位	R 6 年度	R 7 年度	R 8 年度
自立生活援助	実人数/月	1	1	1
共同生活援助	実人数/月	298	329	360
うち、重度障がいのある人	実人数/月	11	12	14
施設入所支援	実人数/月	82	82	80

エ 確保のための方策

自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会等を通じ情報提供を行い、多様な事業所の参入を図り、サービス提供体制の確保に努めます。

グループホームについては、県と連携して、地域生活への移行の推進、地域における住まいの場として、質と量の充実を図ることとし、事業者が安定した運営ができるように支援を実施していきます。見込量を確保するため、サービスを担う事業者の新規参入、新規開設を促し、整備を図ります。

また、グループホームを利用しやすい環境を整備するために、利用者には家賃補助等の負担軽減策を実施していきます。

施設入所者の地域生活への移行に取り組んでいる一方で、地域での入所希望者は令和5年4月1日現在で77人となっています。

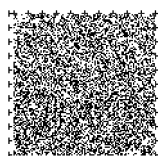
グループホーム等での生活が可能な人については、地域生活への移行を推進しつつ、地域での生活が困難な人については、入所施設を利用できるよう現状のサービス提供体制を確保します。

(2) 指定相談支援

① 計画相談支援

ア サービスの内容

サービスの種類	内容
計画相談支援	■ サービス利用支援 障害福祉サービス等の申請に係る支給決定前に、サービス等利用計画案を作成し、支給決定後に、サービス事業者等との連絡調整等を行うとともに、サービス等利用計画の作成を行います。 ■ 継続サービス利用支援 支給決定されたサービス等の利用状況の検証（モニタリング）、サービス事業者等との連絡調整などを行います。



イ サービス見込量の算出の考え方

サービス見込量の算出の考え方については、国の基本指針において、次のとおり定められています。

サービスの種類	内容
計画相談支援	現に利用している者の数、障がいのある人等のニーズ、入院中の精神障がいのある人のうち地域生活への移行後に計画相談支援の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。

ウ サービスの見込量

サービス見込量の算出の考え方に基づき、野田市におけるサービスの見込量を次のとおり設定しました。

サービスの種類	単位	R 6 年度	R 7 年度	R 8 年度
計画相談支援	実人数/月	259	286	310

エ 確保のための方策

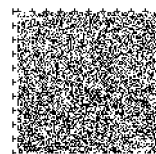
計画相談支援の利用者増加を踏まえ、情報提供を行うなどにより多様な事業者の参入を図り、事業者の確保に努めます。

また、野田市自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会専門部会（相談支援部会）及び障がい者基幹相談支援センターを通じ、相談支援の提供体制の整備を図るとともに、サービス等利用計画等の質の向上を図るための体制の構築に努めます。

② 地域相談支援

ア サービスの内容

サービスの種類	内容
地域移行支援	障害者支援施設、精神科病院、保護施設、矯正施設等を退所する障がいのある人、児童福祉施設を利用する18歳以上の人等を対象として、地域移行支援計画を作成し、住居の確保や地域における生活に移行するための活動に関する相談及び関係機関との調整等を行います。
地域定着支援	居宅において単身で生活している障がいのある人等を対象に常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に相談その他必要な支援を行います。



イ サービス見込量の算出の考え方

サービス見込量の算出の考え方については、国の基本指針において、次のとおり定められています。

サービスの種類	内容
地域移行支援	現に利用している者の数、障がいのある人等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障がいのある人のうち地域生活への移行後に地域移行支援の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。 設定に当たっては、入所又は入院前の居住地を有する市町村が対象者数の見込みを設定する。
地域定着支援	現に利用している者の数、単身世帯である障がいのある人の数、同居している家族による支援を受けられない障がいのある人の数、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障がいのある人のうち地域生活への移行後に地域定着支援の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。

ウ サービスの見込量

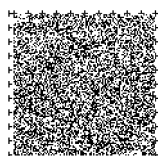
サービス見込量の算出の考え方に基づき、野田市におけるサービスの見込量を次のとおり設定しました。

サービスの種類	単位	R 6 年度	R 7 年度	R 8 年度
地域移行支援	実人数/月	1	1	1
地域定着支援	実人数/月	1	1	1

エ 確保のための方策

県と連携を図り、一般相談支援事業者の確保と質の充実に努めます。また、相談支援の質を向上するため、相談支援に携わる人材を育成し、確保します。

さらに、自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会専門部会（相談支援部会）等を通じ、地域移行等に係るネットワークの構築に努めます。



(3) 地域生活支援事業

① 理解促進研修・啓発事業

ア 事業の内容

障がいのある人に対する理解を深めるための研修や啓発事業を行います。

イ 事業の見込み

事業の種類	単位	R 6 年度	R 7 年度	R 8 年度
理解促進研修・啓発事業	実施状況	実施	実施	実施

ウ 実施に関する考え方

障がいのある人に対する正しい理解を促して心のバリアフリーを進めます。

エ 確保の方策

障害者週間に合わせて、市報等を活用して、心のバリアフリー、障害者差別解消法について周知、啓発に努めます。

② 自発的活動支援事業

ア 事業の内容

障がいのある人やその家族、地域住民等が自発的に行う活動を支援します。

イ 事業の見込み

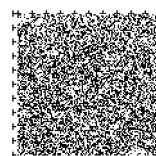
事業の種類	単位	R 6 年度	R 7 年度	R 8 年度
自発的活動支援事業	実施状況	実施	実施	実施

ウ 実施に関する考え方

障がいのある人やその家族、地域住民等が自発的に実施する障がいのある人の地域社会への参加及び福祉の向上のための活動等を支援します。

エ 確保の方策

障がいのある人やその家族、地域住民等が自発的に障がいのある人の地域社会への参加及び福祉の向上のために実施する事業費に対して補助を行います。



③ 相談支援事業

ア 事業の内容

障がいのある人の福祉に関する各般の問題につき、障がいのある人からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の障害福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行うとともに、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整その他の障がいのある人の権利擁護のために必要な援助を行います。

イ 事業の見込み

事業の種類	単位	R 6 年度	R 7 年度	R 8 年度
障がい者基幹相談支援センター	実施状況	実施	実施	実施
障がい者基幹相談支援センター機能強化事業	実施状況	実施	実施	実施

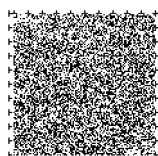
ウ 実施に関する考え方

事業の種類	実施に関する考え方
障がい者基幹相談支援センター	地域における相談支援の中で中核的な機関として設置し、必要な人員を配置します。
障がい者基幹相談支援センター機能強化事業	困難ケース等に対応できるよう、専門的職員による相談支援体制を強化します。

エ 確保の方策

障がい者支援課が地域の相談支援及び権利擁護の拠点として、総合的な相談業務を実施するとともに、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、令和2年度に設置した障がい者基幹相談支援センターを中心に相談支援の提供体制の機能強化を図ります。

また、自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会に設置している専門部会により、相談支援の提供体制の整備、ネットワーク構築を図るとともに、「障害者虐待防止法」、「障害者差別解消法」に関する積極的な広報・啓発を行います。



④ 成年後見制度利用支援事業

ア 事業の内容

成年後見制度の普及啓発を図るとともに、関係機関との地域連携体制を構築し、判断能力が十分でない障がいのある人の保護、支援を図ります。

イ 事業の見込み

事業の種類	単位	R 6 年度	R 7 年度	R 8 年度
成年後見制度利用支援事業	実施状況	実施	実施	実施

ウ 実施に関する考え方

成年後見制度を利用することが有用な障がいのある人に対し、利用の支援を図ります。

エ 確保の方策

自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会専門部会（権利擁護部会）等により、制度の普及啓発活動を行います。

成年後見制度の利用に要する費用のうち、成年後見制度の市長申立てに要する経費及び後見人等の報酬等の補助を行います。

⑤ 成年後見制度法人後見支援事業

ア 事業の内容

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援します。

イ 事業の見込み

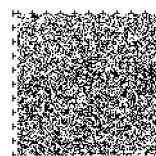
事業の種類	単位	R 6 年度	R 7 年度	R 8 年度
成年後見制度法人後見支援事業	実施状況	実施	実施	実施

ウ 実施に関する考え方

野田市社会福祉協議会が開設した成年後見支援センターの利用促進を図ります。

エ 確保の方策

日常生活における自立支援事業から成年後見制度へ途切れることなく支援していくため、野田市社会福祉協議会が実施する成年後見支援事業について、関係機関と連携し制度の普及を図ります。



⑥ 意思疎通支援事業

ア 事業の内容

手話通訳者、要約筆記者を派遣する事業、手話通訳者を設置する事業により意思疎通を図ることに支障がある障がいのある人とその他の者との意思疎通支援を行います。

イ 事業の見込量等

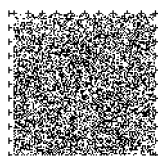
事業の種類	単位	R 6 年度	R 7 年度	R 8 年度
手話通訳者設置事業	設置人数	2	2	2
意思疎通支援者（手話通訳者・要約筆記者）派遣事業	件数	450	450	450
遠隔手話通訳サービス	実施状況	実施	実施	実施

ウ 実施に関する考え方

事業の種類	実施に関する考え方
手話通訳者設置事業	聴覚障がいのある人とその他の者の意思疎通を支援するため、手話通訳者を配置します。
意思疎通支援者（手話通訳者・要約筆記者）派遣事業	聴覚障がいのある人とその他の者の意思疎通を支援するため、意思疎通支援者（手話通訳者・要約筆記者）の派遣事業を行います。
遠隔手話通訳サービス	急な手話通訳の依頼に対応するためタブレット等を用いた遠隔手話通訳サービスを行います。

エ 確保の方策

手話通訳者設置事業については、今後も市役所及び関宿支所に手話通訳者を配置し、意思疎通支援者派遣事業についても事業を継続するとともに、急な手話通訳の依頼に対応できるよう遠隔手話通訳サービスを実施するなど聴覚障がいのある人の意思疎通支援の充実に努めます。



⑦ 日常生活用具給付等事業

ア 事業の内容

障がいのある人の日常生活がより円滑に行われるよう用具の購入及びその取付工事に要する費用の助成を実施します。

イ 事業の見込量

事業の種類	単位	R 6 年度	R 7 年度	R 8 年度
介護・訓練用支援用具	件数	7	7	7
自立生活支援用具	件数	26	26	26
在宅療養等支援用具	件数	19	19	19
情報・意思疎通支援用具	件数	27	27	27
排泄管理支援用具	件数	2,502	2,502	2,502
住宅改修費	件数	4	4	4

ウ 実施に関する考え方

地域で生活する障がいのある人に対し、日常生活用具等を給付することで、日常生活の利便性の向上を図ります。

エ 確保の方策

障がいのある人のニーズに合った用具を事業の対象にできるよう情報収集に努めるとともに、障がいのある人に対して適切な情報提供に努めます。

⑧ 手話奉仕員養成研修事業

ア 事業の内容

聴覚障がいのある人等との交流活動の促進、市の広報活動などの支援者として期待される手話で意思疎通支援を行う手話奉仕員を養成します。

イ 事業の見込量

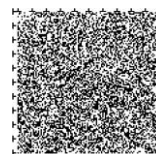
事業の種類	単位	R 6 年度	R 7 年度	R 8 年度
手話奉仕員養成研修事業 (養成講習終了者数)	人数	20	20	20

ウ 実施に関する考え方

手話奉仕員を養成し、聴覚障がいのある人のニーズに対応します。

エ 確保の方策

野田市社会福祉協議会と連携を図りながら、手話奉仕員養成研修事業を実施します。また、県が実施している手話通訳者養成研修の受講を促進します。



⑨ 移動支援事業

ア 事業の内容

移動支援を実施することにより、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動を支援します。

イ 事業の見込量

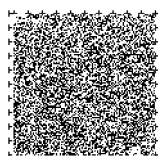
事業の種類		R 6 年度	R 7 年度	R 8 年度
移動支援事業	利用時間	23,037	24,743	26,450
	利用者数	120	123	127

ウ 実施に関する考え方

外出支援により、地域での自立生活及び社会参加を促します。

エ 確保の方策

利用者のニーズに対応できるよう居宅介護事業者等への情報提供に努め、事業者の参入を促進します。



⑩ 地域活動支援センター機能強化事業

ア 事業の内容

基礎的事業として、施設において創作的活動、生産活動の機会を提供するとともに、社会との交流を促進するための支援を行います。

また、基礎的事業に加え、センターの機能強化を図る事業を実施する場合には、その内容に応じてⅠ型からⅢ型に分けられます。

事業の種類	内 容
地域活動支援センターⅠ型	精神保健福祉士等の専門職員を配置し、医療、福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域ボランティア育成、障がいに対する理解促進を図るための普及啓発等の事業を実施し、併せて相談支援事業を実施します。
地域活動支援センターⅡ型	地域において雇用及び就労が困難な在宅障がい者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施します。
地域活動支援センターⅢ型	通所による援護事業の実績を有し、安定的な運営が図られているセンターが、常勤職員を配置して支援を実施します。

イ 事業の見込量

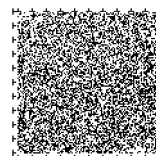
事業の種類		R 6 年度	R 7 年度	R 8 年度
野田市利用分	施設数	5	5	5
	利用人数	156	156	156
他市町村利用分	施設数	3	3	3
	利用人数	10	10	10

ウ 実施に関する考え方

利用者に創作的活動の機会等を提供する事業（Ⅱ型又はⅢ型）を実施するほか、加えて精神保健福祉士等の専門職員を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整等の事業（Ⅰ型）を実施します。

エ 確保の方策

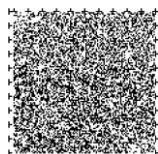
地域活動支援センターの安定した事業運営及び障がいのある人が利用できる環境の整備ができるよう支援を行います。



⑪ その他の事業

ア 事業の内容

事業の種類		内容
日常生活支援に関する事業	訪問入浴サービス事業	入浴が困難な障がいのある人に対し、訪問により居宅において入浴サービスを提供します。
	生活訓練等事業	障がいのある人に対して、日常生活上必要な訓練及び指導等を行います。
	日中一時支援事業	障がいのある人の日中における活動の場を確保し、障がいのある人の家族の就労支援及び障がいのある人を日常的に介護している家族の一時的な休息を図ります。
社会参加支援に関する事業	レクリエーション活動等支援事業	障がいのある人の体力増強、交流、余暇等に資するため、各種スポーツ・レクリエーション活動等を支援します。
	点字・声の広報等発行事業	文字による情報入手が困難な障がいのある人のために、点訳、音声等により、市の広報等、地域生活を営む上で必要度の高い情報を提供します。
	奉仕員養成研修事業	聴覚障がいのある人の意思疎通支援を行う要約筆記奉仕員や点訳又は朗読に必要な技術等を習得した点訳奉仕員、朗読奉仕員等を養成することにより、障がいのある人の社会参加の促進を図ります。
	自動車運転免許取得・改造助成事業	自動車運転免許の取得及び自動車の改造に要する費用の一部を助成します。



イ 事業の見込量及びその考え方

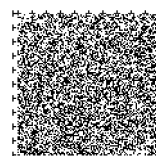
事業名		単位	R 6 年度	R 7 年度	R 8 年度
日常生活支援に関する事業	訪問入浴サービス事業	実施状況	実施	実施	実施
	生活訓練等事業	実施状況	実施	実施	実施
	日中一時支援事業 障がい者	利用回数	4,787	5,039	5,291
		利用者数	78	81	85
	障がい児	利用回数	3,535	3,351	3,167
		利用者数	78	81	85
社会参加支援に関する事業	レクリエーション活動等支援事業	実施状況	実施	実施	実施
	点字・声の広報等発行事業	実施状況	実施	実施	実施
	奉仕員養成研修事業	実施状況	実施	実施	実施
	自動車運転免許取得・改造助成事業	実施状況	実施	実施	実施

ウ 実施に関する考え方

障がいのある人が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障がいのある人のニーズに合った事業を実施し、福祉の増進を図ります。

エ 確保の方策

野田市社会福祉協議会等の市の契約事務手続に従い決定した事業者に委託するほか、市に指定登録を行った事業者により実施します。



(4) 発達障がい者等に対する支援

① 事業の内容

保護者が子どもの発達障がいの特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるようペアレントプログラムやペアレントトレーニング等支援プログラムの受講を通して、人材育成に努め発達障がいのある子どもの保護者に対する支援体制を確保します。

② 事業の見込量

事業名	単位	R 6 年度	R 7 年度	R 8 年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数等	受講者数/年	10	10	10
	支援者数(累計)	6	6	6
ペアレントメンターの人数	千葉県による実施			
ピアサポート活動への参加人数	千葉県による実施			

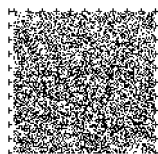
③ 実施に関する考え方

支援プログラム等の支援者を計画的に養成し、令和6年度よりペアレントトレーニング事業を新たに開始することを踏まえ、支援者数と受講者数について、必要な人数を見込んでいます。

なお、ペアレントメンターやピアサポートについては、千葉県が実施するピアサポート活動等を推進します。

④ 確保の方策

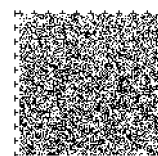
各種の研修や講習案内のほか、県内のピアサポート活動等の情報提供を行います。



(5) 障がい児支援

① サービスの内容

サービスの種類		内容
障害児相談支援		■ 障害児支援利用援助 障害児通所支援の申請に係る支給決定前に、障害児支援利用計画案を作成し、支給決定後に、障害児通所支援事業者等との連絡調整を行うとともに、障害児支援利用計画の作成を行います。 ■ 継続障害児支援利用援助 支給決定された障害児通所支援等の利用状況の検証（モニタリング）を行い、障害児通所支援事業者等との連絡調整などを行います。
障害児通所支援	児童発達支援	未就学の障がい児を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を提供します。
	放課後等デイサービス	就学（幼稚園及び大学を除く。）している障がい児を対象に、授業の終了後又は学校の休業日に児童発達支援センター等の施設に通わせ、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を提供します。
	保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、障がい児に対して、障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を提供します。
居宅訪問型児童発達支援		重度の障がい等の状態にある障がい児であって、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障がい児を対象に、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を提供します。
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数		関連分野の支援を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員等の配置を促進します。



② サービス見込量の算出の考え方

保護者の障がい受容や早期療育の重要性の高まりにより、障害児通所支援のニーズ増大が見込まれることから各サービスともに、現に利用している障がい児の数と実績の推移を勘案して見込みます。

③ サービスの見込量

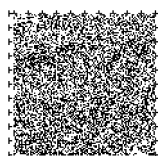
サービスの種類		単位	R 6 年度	R 7 年度	R 8 年度
障害児相談支援		実人数/月	155	166	178
障害児通所支援	児童発達支援	実人数/月	314	341	371
		延人数/月	3,004	3,281	3,572
	放課後等デイサービス	実人数/月	367	387	413
		延人数/月	4,745	5,003	5,320
	保育所等訪問支援	実人数/月	24	28	31
		延人数/月	30	35	39
居宅訪問型児童発達支援		実人数/月	0	0	0
		延人数/月	0	0	0
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数		実人数	2	2	2

④ 確保のための方策

児童発達支援、放課後等デイサービスは、障がい児通所事業所連絡会を通じサービス提供事業所と連携を図りながらニーズに応じたサービスの提供の確保を図ります。

なお、サービス提供事業所に対し国が示すガイドライン等に基づき、千葉県とともに支援内容の質の維持向上に努めます。

障害児相談支援については、増加傾向にある見込量を確保するため相談支援事業者の新規参入を促進するとともに、適切なサービス等利用計画作成のため定期的な実地指導を実施しサービスの質の維持向上を図ります。



4 計画の推進に向けて

(1) 地域ネットワークの構築

障がいのある人の地域移行や就労支援を進めるには、公的サービスに加え、障がいのある人を地域で支えることが必要です。

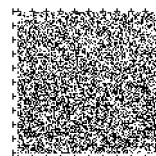
このため、本市の自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会を活用し、福祉、保健、医療、教育、労働等の関係機関のネットワークを構築し、関係機関の連携の下、地域における障がいのある人への支援体制の整備を推進します。

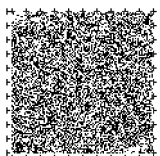
(2) 計画の達成状況の点検及び評価の方法

本計画に盛り込んだ事項について、定期的に調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、計画を変更すること、その他の必要な措置を講じることとし、「計画（Plan）」、「実行（Do）」、「評価（Check）」、「改善（Act）」のプロセス（PDCAサイクル）の順に実施します。

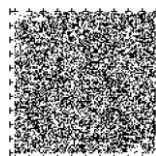
本計画の事業の進捗状況、成果目標及びその活動指標について、1年に1回はその実績を把握し、障がい者施策及び関連施策の動向も踏まえながら、本計画の中間評価として分析・評価を行い、必要があると認めるときは、本計画の変更や事業の見直し等を実施します。

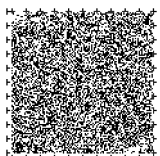
また、中間評価の際には、本市の障がい者基本計画推進協議会及び自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会の意見を聴くとともに、その結果の公表に努めます。





資料編

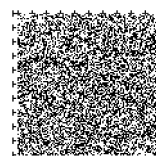




1 野田市障がい者基本計画推進協議会委員名簿

令和6年2月6日現在

氏名	任期	選出区分	備考
上木 昭	令和5年7月 1日から 令和7年6月30日まで	障がい者団体を代表する者	
小倉 明美	令和5年7月 1日から 令和7年6月30日まで	障がい者団体を代表する者	
加藤 満子	令和5年7月 1日から 令和7年6月30日まで	障がい者団体を代表する者	
熊沢 英也	令和5年7月 1日から 令和7年6月30日まで	障がい者団体を代表する者	
田代かさね	令和5年7月 1日から 令和7年6月30日まで	障がい者団体を代表する者	
幡野喜志子	令和5年7月 1日から 令和7年6月30日まで	障がい者団体を代表する者	
小林 幸男	令和5年7月 1日から 令和7年6月30日まで	社会福祉法人野田市社会福祉協議会を 代表する者	会長
清本健二郎	令和5年7月 1日から 令和7年6月30日まで	中核地域生活支援センターを代表する 者	
高峰 啓三	令和5年7月 1日から 令和7年6月30日まで	障がい者支援事業所を代表する者	副会長
増田 雅樹	令和5年7月 1日から 令和7年6月30日まで	障がい者支援事業所を代表する者	
松岡 巖	令和5年7月 1日から 令和7年6月30日まで	障がい者支援事業所を代表する者	
谷口 勲	令和5年7月 1日から 令和7年6月30日まで	一般社団法人野田市医師会を代表する 者	
高野 紗生	令和5年7月 1日から 令和7年6月30日まで	精神保健医療福祉の知識を有する者	
小暮 正男	令和5年7月 1日から 令和7年6月30日まで	民生委員児童委員を代表する者	
岩木 博之	令和5年10月 5日から 令和7年6月30日まで	関係行政機関の職員	
香山 啓	令和5年7月 1日から 令和7年6月30日まで	関係行政機関の職員	
猪越 裕	令和5年7月 1日から 令和7年6月30日まで	関係教育機関の職員	
角田 敏雄	令和5年7月 1日から 令和7年6月30日まで	関係教育機関の職員	
新谷真紀子	令和5年7月 1日から 令和7年6月30日まで	公募に応じた市民	
星野 静江	令和5年7月 1日から 令和7年6月30日まで	公募に応じた市民	



2 野田市障がい者基本計画推進協議会設置条例

平成11年3月26日

野田市条例第6号

注 平成18年9月から改正経過を注記した。

改正 平成13年12月28日条例第27号

平成18年9月29日条例第33号

平成22年9月30日条例第27号

(題名改称)

平成24年7月13日条例第18号

令和元年9月25日条例第13号

(設置)

第1条 本市は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）の趣旨にのっとり、障がい者の基本計画に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項及び障がい者の基本計画に関する施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整を要する事項を調査審議するため、野田市障がい者基本計画推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(平22条例27・一部改正)

(所掌事務)

第2条 協議会は、市長の諮問に応じ、障がい者の基本計画に関する施策等に係る事項について調査審議し、答申する。

2 協議会は、必要に応じ、障がい者の基本計画に関する施策等に係る事項について調査し、市長に意見を述べることができる。

(平22条例27・一部改正)

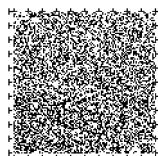
(組織)

第3条 協議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 障がい者団体を代表する者
- (2) 社会福祉法人野田市社会福祉協議会を代表する者
- (3) 中核地域生活支援センターを代表する者
- (4) 障がい者支援事業所を代表する者
- (5) 一般社団法人野田市医師会を代表する者
- (6) 精神保健医療福祉の知識を有する者
- (7) 民生委員児童委員を代表する者
- (8) 関係行政機関の職員
- (9) 関係教育機関の職員
- (10) 公募に応じた市民
- (11) その他市長が必要と認めた者

(平18条例33・平22条例27・平24条例18・令元条例13・一部改正)



(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選による。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長が決する。

(参考意見等の聴取)

第7条 協議会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務の所掌は、市長の定めるところによる。

(委任)

第9条 この条例の実施に関し、必要な事項は市長が定める。

附 則

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則 (平成13年12月28日野田市条例第27号)

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年9月29日野田市条例第33号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成18年10月1日から施行する。

(任期の特例)

5 この条例の施行に伴い新たに委嘱される野田市障害者基本計画推進協議会の委員の任期は、第14条の規定による改正後の野田市障害者基本計画推進協議会設置条例第4条第1項本文の規定にかかわらず、この条例の施行の際現に在任する委員の任期満了の日までとする。

附 則 (平成22年9月30日野田市条例第27号)

この条例は、平成22年11月1日から施行する。

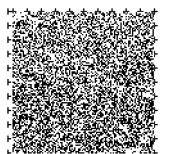
附 則 (平成24年7月13日野田市条例第18号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成24年8月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) から (7) まで 略

(8) 第4条、第5条、第17条及び第19条の規定 平成25年7月1日



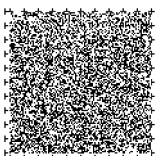
附 則（令和元年９月２５日野田市条例第１３号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和元年１０月１日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前のそれぞれの条例（野田市自転車等放置防止に関する条例を除く。次項において「旧各条例」という。）の規定に基づき附属機関の委員として委嘱又は任命されている者については、その任期中に限り、この条例による改正後のそれぞれの条例（野田市自転車等放置防止に関する条例を除く。次項において「新各条例」という。）の規定に基づき附属機関の委員として委嘱又は任命された者とみなす。
- 3 この条例の施行の際現に旧各条例の規定に基づき附属機関の会長若しくは委員長又は副会長若しくは副委員長（以下「会長等」という。）として選任されている委員については、その任期中に限り、新各条例の規定に基づき附属機関の会長等として選任された委員とみなす。



**第 7 期野田市障 が い 福 祉計画
第 3 期野田市障がい児福祉計画**

令和 6 年 3 月

発	行	野田市
編	集	野田市 福祉部 障がい者支援課
		〒278-8550
		千葉県野田市鶴奉 7 番地の 1
		TEL 04-7125-1111 FAX 04-7123-1087

本書には、携帯電話対応 2 次元バーコード「音声コード (Uni-Voice)」を添付しております。音声コード対応の携帯電話などで読み込むことで、音声コード内に収められた情報を音声で読み上げたり、テキストにて表示することができます。

